

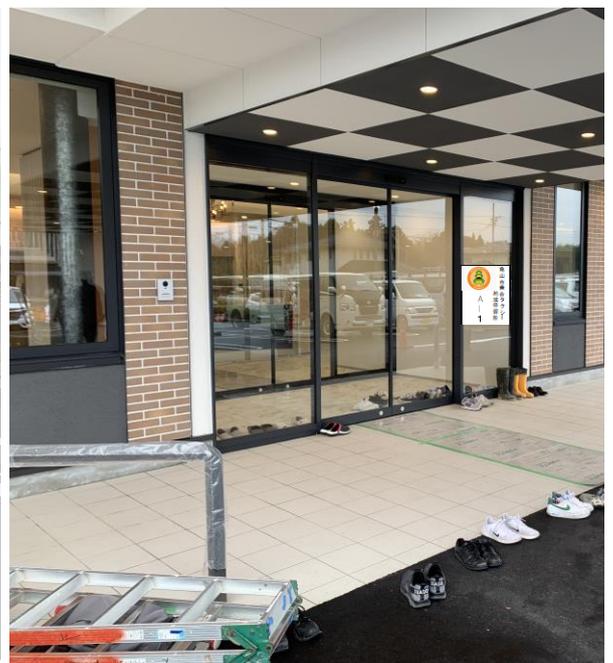
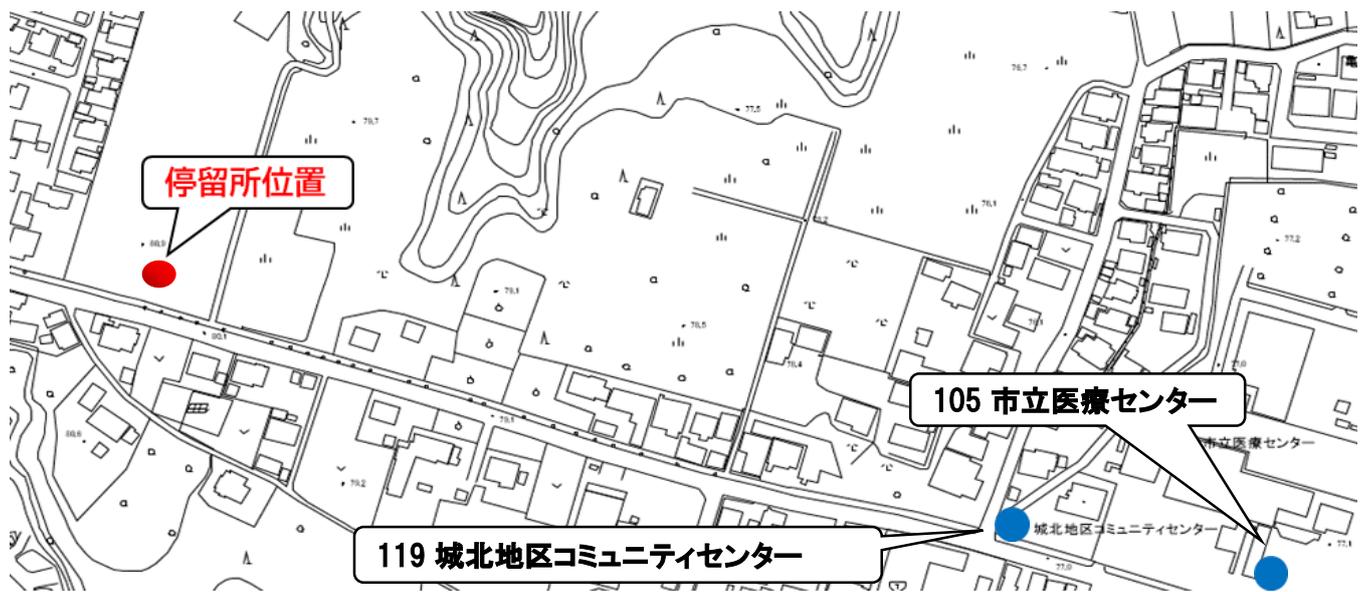
◆乗合タクシー特定目的地停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市羽若町833-5

名称案 亀山透析クリニック（No.430）

設置理由 医院開院のため

設置日 令和6年1月16日



◆乗合タクシー特定目的地停留所の名称変更について（報告）

所在地 亀山市東町一丁目8番7号

旧名称 市民協働センターみらい

新名称 市民協働センターみらい・城東地区コミュニティセンター（No.136）

設置理由 城東地区コミュニティセンター移転のため

設置日 令和6年4月1日

◆乗合タクシー特定目的地停留所の廃止について（協議）

所在地 亀山市東丸町517-6

停留所名 城東地区コミュニティセンター（No.118）

設置理由 閉鎖のため

廃止日 令和6年3月31日

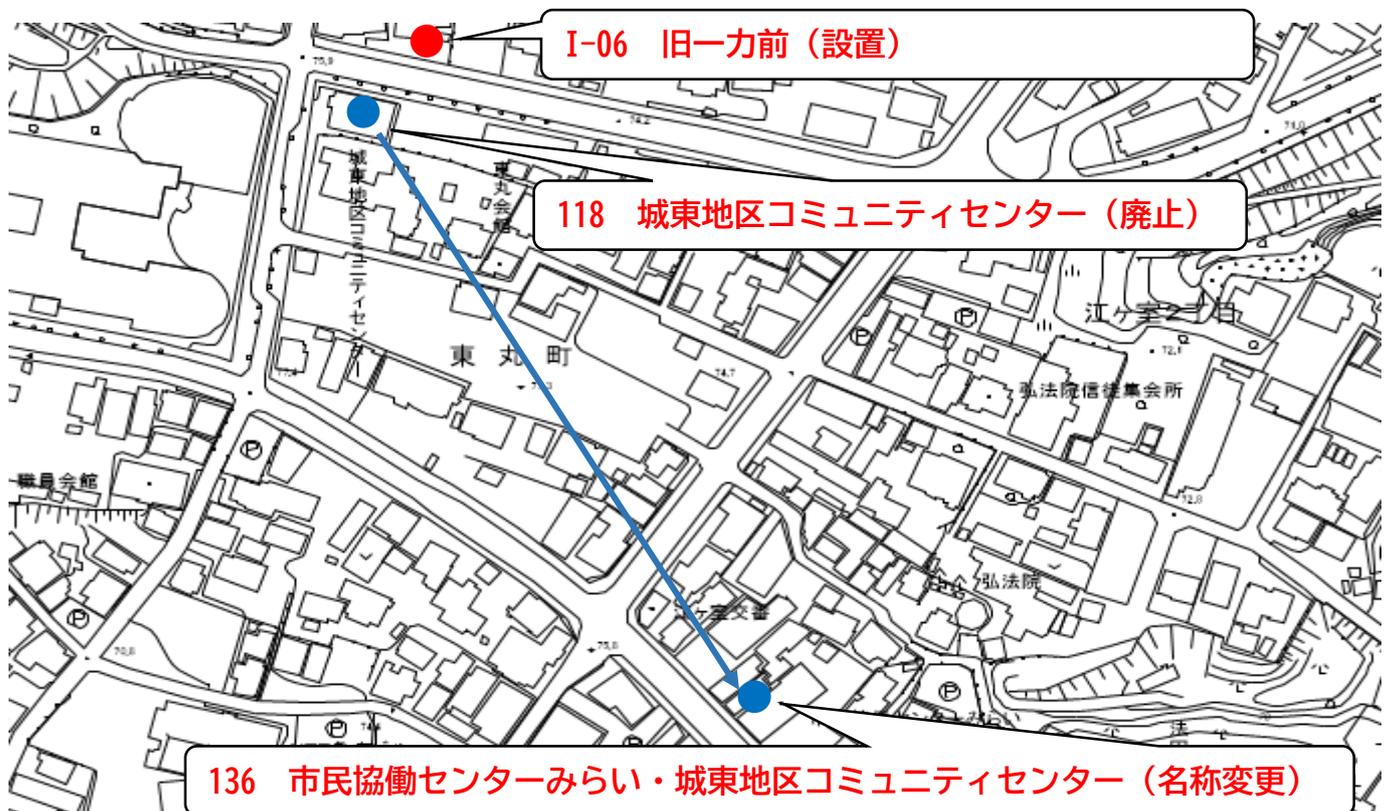
◆乗合タクシー地域停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市江ヶ室一丁目3-13

名称案 旧一力前（No. I-06）

設置理由 城東地区まちづくり協議会からの要望

設置日 令和6年4月1日



◆乗合タクシー地域停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市江ヶ室一丁目3-13

名称案 旧一力前（No. I-06）

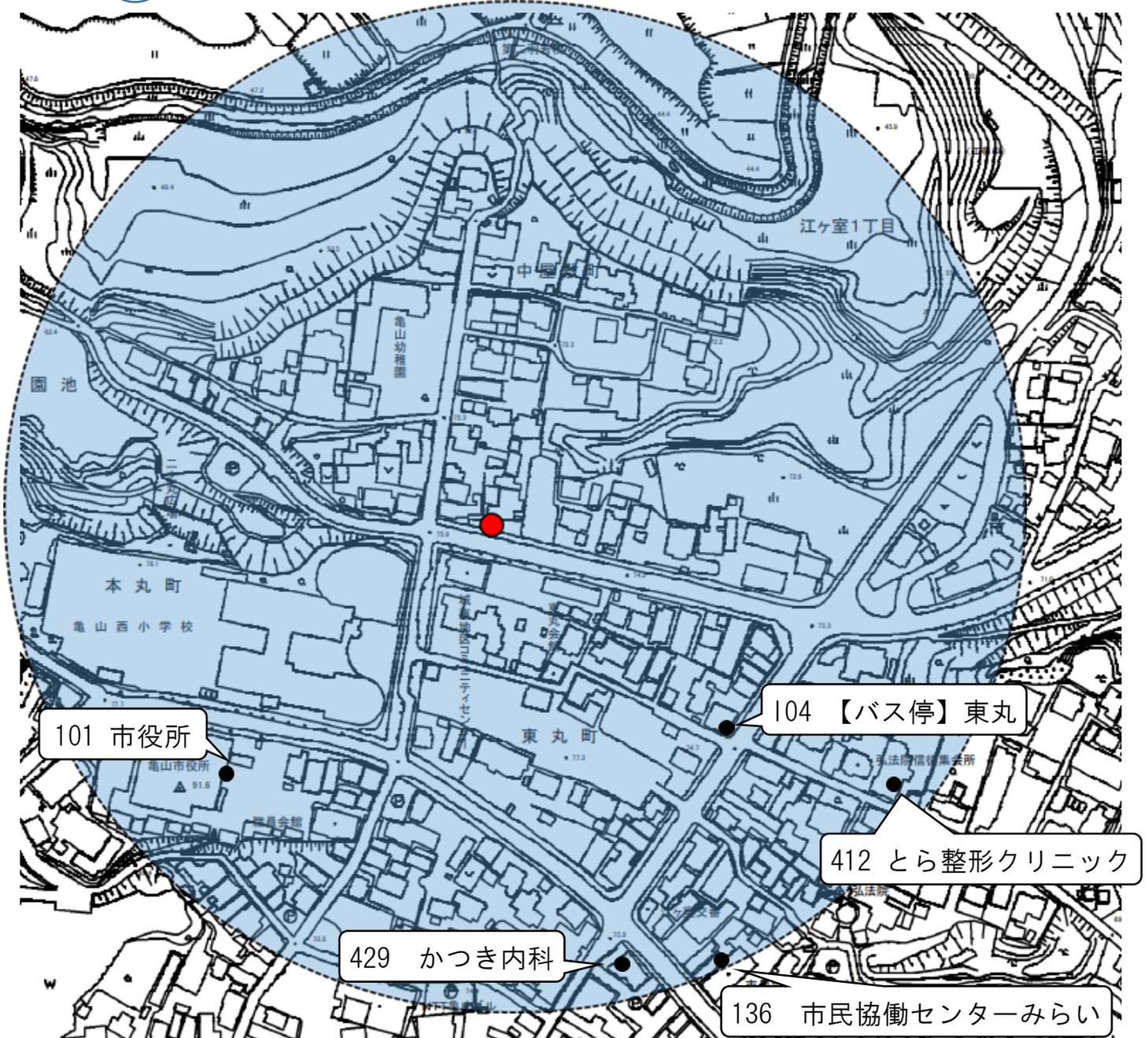
設置理由 城東地区まちづくり協議会からの要望

設置日 令和6年4月1日



地域停留所設置要望（城東地区まちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 東丸町地内
名称案 旧一力前 (I-06)

【地域停留所設置基準】
設置の特例基準4：高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合を適用。

【設置理由】
・廃止となる城東地区コミュニティセンターを最寄りの停留所とする利用者がおり今後も利用が見込まれることから設置する。

◆乗合タクシー地域停留所の設置について（協議）

所在地 亀山市川合町

名称案 ひとみが丘6組 (No.C-12)

設置理由 井田川北まちづくり協議会からの要望

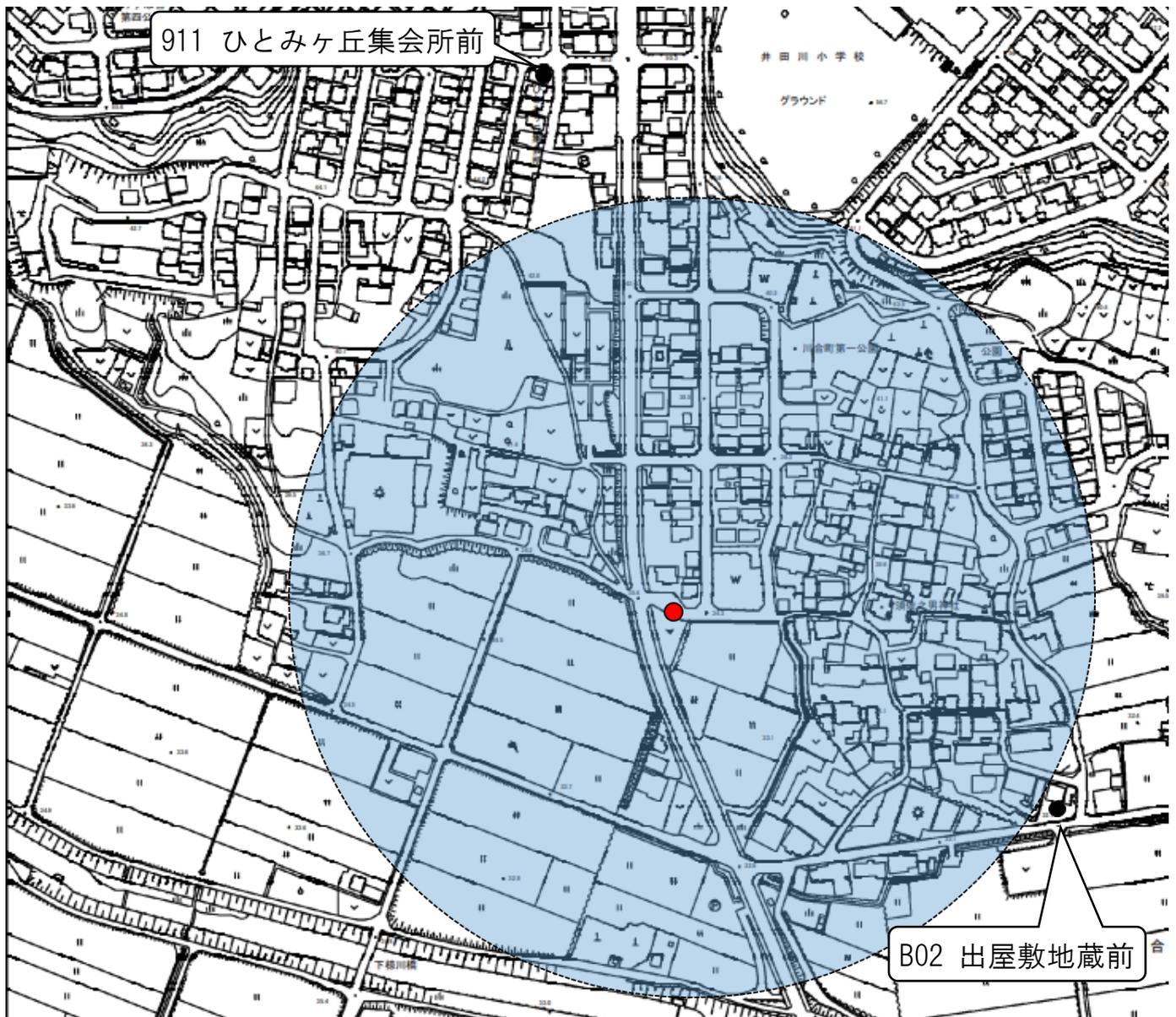
設置日 令和6年1月16日



※要望箇所は、車両の待機、利用者の乗降に支障がないことを確認済み

地域停留所設置要望（井田川北まちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 川合町地内
名称案 ひとみヶ丘6組 (C-12)

【地域停留所設置基準】

設置の特例基準1：大きな高低差があるなど既設の地域停留所まで徒歩での移動が困難な場合を適用。
設置の特例基準4：高齢者の多い地域など設置後に一定の新規の利用が見込まれる場合を適用。

【設置理由】

- ・新設予定であるC-12ひとみヶ丘6組の周辺地域に利用者がいるが、最寄りの停留所（911 ひとみヶ丘集会所前及びB-02 出屋敷地蔵前）まで250m以上の歩行距離があるため設置する。
- ・新設予定であるC-12ひとみヶ丘6組の周辺地域は、75歳以上の高齢者も増えているため、今後の利用が見込まれる。